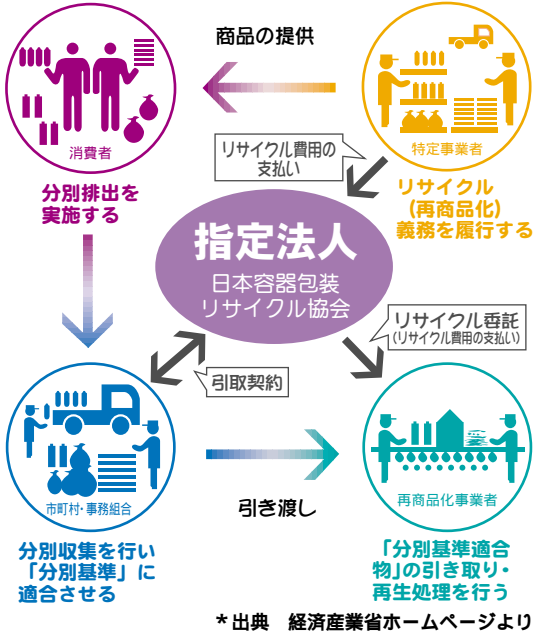


図1 容器包装リサイクル法の仕組み



### プラスチックを燃やさず資源化

問 清掃総務課 ☎ 797・7112

### はじめに

家庭から排出されるごみの中で、食品の容器や包装に使われたプラスチックの分別収集、資源化の実施については、ごみの有料化に伴う懇談会や市長への手紙等で、多くの方から早急の実施すべき旨のご要望をいただいています。プラスチックを資源化するためには、法律に基づいた処理(圧縮・結束等)をする施設が必要となります。そのため、市では民間事業者が施設の設置・処理を委託する方法で計画をすすめています。

その結果、この施設は、小山ヶ丘2丁目に建設される予定となりましたが、建設予定地周辺の八王子市を含む住民の方から、計画の事前説明がなかったことや何故この場所なのか、施設が稼働すると環境汚染が発生するという意見が寄せられており、マスコミでも報道されているところです。

この計画は、現在焼却処理している容器や包装に使われたプラスチックを、燃やさず埋め立てせず、容器包装リサイクル法に基づいた資源化を図ることにより、循環型社会への転換を目指すとともに、今よりも環境への負荷を低減することを目的としています。

この特集号では、プラスチックの資源化についての内容、状況をお知らせさせていただくとともに、ごみ有料化実施後の直近の状況についてお知らせします。

### 容器包装リサイクル法について

焼却灰や不燃ごみの埋立地である最終処分場の残余年数が、全国で約13年と逼迫しているなかで、容器や包装に使われた廃棄物は、家庭から排出される一般廃棄物のうち、約6割の容積を占めています。そのため、最終処分場の延命化を図り、資源として有効利用することを目的として容器包装リサイクル法が1995年(平成7年)に制定されました。容器包装

のリサイクル法では、図1のように、消費者である市民の方は分別排出、市町村は分別収集・保管、事業者(容器包装を利用して商品を販売する事業者や容器を製造・輸入する事業者)は、リサイクル(再商品化)する義務を負います。この法律では、1997年(平成9年)からガラス製容器やペットボトルが対象となり、2000年(平成12年)からペットボトル以外のプラスチック製容器包装や発泡トレイ、紙製容器包装に対象が拡大されました。

### 1 収集・資源化事業について

町田市では、今、プラスチックごみは焼却処理をしています。プラスチックを燃やすと、大量の二酸化炭素の発生やダイオキシン類の放出は避けられません。二酸化炭素は、地球温暖化の一因といわれています。そのため、燃やさずに資源化を図り有効利用することが求められています。

また、燃やすことにより焼却灰も発生します。この焼却灰は、日の出町にある最終処分場、二ツ塚処分場に全量を搬入して埋め立て処理をしています。この処分場は、日の出町住民の皆様のご理解、ご協力をいただいでつくることができた大変貴重な埋め立て地です。ここには、多摩地域25の市と一つの町の住民、約390万人から排出されたごみによる、大量の焼却灰や不燃ごみが搬入されています。日の出町に最終処分をお願している自治体としては、その量を少しでも減らして処分場の延命化を図る責務があります。

### 【中間処理施設とは】

家庭から分別排出された容器包装プラスチックは、市町村が収集車で収集し、イ施設に搬入された受入ストックヤードに搬入されます。次に、ロシヨベルロードで投入ホッパーに入れられハ破袋機に送られます。破袋機に送られたプラスチックは、収集用の袋が破袋され、袋に入っていたプラスチックは、ニ手選別コンベアに送られます。手選別コンベア上では、手作業でプラスチック製容器包装(分別基準適合物)と混入されたプラスチック以外のものや汚れがあるもの、中身が残っているもの(不適物)とに手作業で選別します。ホ選別されたプラスチックは、分別基準適合物として1層四方の立方体に圧縮してバンド締めされます。これを、ベールといい、圧縮は、運搬効率を上げるために空気を抜き容積を小さくするため、破碎することや熱を加えることはありません。へそして、このベールは、ストックヤードに一時保管された後、再商品化

### 【再商品化事業者の引き取り品質ガイドライン】

引き取り形態：圧縮されているもの(ベール)

圧縮とは、単品で圧縮されているということではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機(ベラー等)で圧縮され、結束または梱包等により、形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。

ベールに求められる性状

- ・「安全性」
- ・運搬や保管、移動作業中に荷崩れがないこと
- ・「衛生性」
- ・ベールから臭気が発生しないこと
- ・腐敗性有機物が付着、混入していないこと

「バラケ性」

- ・再商品化施設での解体が容易であること
- ・ベールの寸
- 法、重量、結束材
- トトラックへの積載効率や標準パレットへの適合性から、下の3種類を推奨

図2

## 商品の多くにはこの識別マークがついています 対象となる主なプラスチック製容器包装

### ボトル類

食品や日用品のプラスチック製ボトル

たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸菌飲料などの容器

洗剤・シャンプー・リンス・ハンドクリームなどの容器

うがい薬・目薬などの容器

### フタ類

ペットボトル、空きびん、プラスチック容器などのプラスチック製のフタ

### トレイ類

食品のプラスチック製トレイ

クッキー缶の仕切り

果物などのトレイ

惣菜・生菓子などのトレイ

生鮮食品などのトレイ

### 網・ネット類

食品のプラスチック製ネットなど

みかん・タマネギなどのネット

リンゴ・桃などを包んだ発泡スチロール製ネット

### カップ・パック類

食品や日用品のプラスチック製カップ・パック

歯ブラシなどのパック

卵パック・一口ゼリーなどのパック

カップ麺・プリン・インスタント食品・コンビニ弁当などの容器

薬・化粧品・日用品などのケース

薬の包装材料(表がプラスチック・裏がアルミ)

### 袋・ラップ類

食品や日用品のプラスチック製の袋・ラップ

野菜・そば・パンなどの袋・生鮮食品などのラップ・カップ麺などの薄い外フィルム

インスタント食品・冷凍食品などの袋・あめ・菓子などの包み(内側が銀色のものも可)

衣料品・トイレトーパー・薬・化粧品などの袋・レジ袋

### 緩衝材類

家電製品の発泡スチロール製緩衝材など

家電製品などを保護した発泡スチロール・エアキヤップ